

1. 開放型病床の利用について



- ① 開放型病床数 5床
- ② 入院期間 急性期病院として、入院期間は14日以内を原則とします。
※ 開放型病床を利用できる方は、事前に登録いただいた地域連携登録医の先生です。

診察された患者さんに入院の必要が生じた場合、開放型病床をご利用いただくことにより、地域連携登録医と当院の主治医が共同して、より綿密で安全な医療を提供することができます。

また、患者さんが退院された後には、再び地域医療機関において、一貫した治療を受けていただくことが可能となります。



○入院の可否は、当該診療科部長（当該診療科医師）と協議の上で決定します。

○開放型病床入院中の治療上の責任は、当院が負います。

○入院患者の主治医は、当院医師が担当します。地域連携登録医は、副主治医として診療、指導に参加してください。

○地域連携登録医は、紹介患者さんの一般診察、治療方針の説明・指導及びカルテを閲覧することができます。

○地域連携登録医は、概ね1回以上病床を訪問し、診療、指導を行うようお願いいたします。（共同診療は、原則として平日の午後1時から午後5時までです。）

○診療報酬の請求は、双方にて行います。（3ページ参照）

○患者さんの退院については、主治医と地域連携登録医が協議の上で決定し、退院後の療養に必要な指導を共同で行います。



2. 開放型病床の入院手順

- 1 申込み
(地域連携登録医) 「開放型病床入院申込書 兼 診療情報提供書」(様式5)に必要事項等を漏れなく記入し、病診連携室までFAXで送信してください。

FAX 0532-33-3037(病診連携室 専用)

平日の午前8時30分～午後5時00分まで

※ 上記の時間外に着信した場合は、翌日(休日明け)に対応いたします。

- 2 受入可否の回答
(地域連携担当) FAX受診後、当該診療科医師と協議の上で、入院の可否・入院日・入院病棟について決定後、「入院予約票」(様式6)又は「入院予約検討結果連絡票」(様式7)により、折り返しFAXにてご連絡いたします。
- 3 患者さんへ
(地域連携登録医) 地域連携登録医は、患者さんに「開放型病床へ入院される患者さんへ」(別紙3)に基づき、開放型病床利用の主旨をご説明の上、「開放型病床入院同意書」(様式8)に必要事項を記入し、「入院予約票」(様式6・FAX送信分)と「開放型病床入院申込書 兼 診療情報提供書」(様式5)の原本を渡し、入院日当日にご持参いただくようお願いください。
- 4 入院日当日
(患者さん) 紹介患者さんは入院日当日、豊橋市民病院 8 番 救急外来・入院受付へお越しいただきます。

※当日ご持参いただくもの

1. 「開放型病床入院申込書 兼 診療情報提供書」(様式5)の原本
2. 「入院予約票」(様式6)
3. 「開放型病床入院同意書」(様式8)
4. 「入院中の生活に必要なもの」(別紙4)をご参考に、入院中必要となるもの

- 5 入院のご連絡
(地域連携担当) 紹介患者さんの入院手続き終了後、担当より「開放型病床入院報告書」(様式9)をFAXで送信いたします。
紹介患者さんは入院日当日、担当医(豊橋市民病院での主治医)の診察を受けていただきます。
- 6 退院のご連絡
(地域連携担当) 紹介患者さんの退院後、担当より「開放型病床退院報告書」(様式10)をFAXで送信いたします。
(紹介患者さんには、担当医(豊橋市民病院での主治医)から診療情報提供書をお渡しします。)



開放型病床入院までの流れ

※ 受付時間：平日の午前8時30分～午後5時00分まで

入院が必要で、開放型病床の利用を希望する場合
(開放型病床についての説明は、「開放型病床へ入院される患者さんへ」(別紙3)などにより、登録医の先生からお願いします。)

患者さんの同意

同意なし

【登録医】
通常の入院依頼

同意あり

【登録医】

「開放型病床入院申込書 兼 診療情報提供書」(様式5)を豊橋市民病院へFAX

【豊橋市民病院 患者総合支援センター 地域連携担当】

当該診療科医師と協議の上、入院の可否・入院日・入院病棟について決定

開放型病床の利用の可否

利用不可能

「入院予約検討結果連絡票」
(様式7)

利用可能

【豊橋市民病院 患者総合支援センター 地域連携担当】

「入院予約票」(様式6)をFAXで回答

【登録医】

「開放型病床入院申込書 兼 診療情報提供書」(様式5)

「入院予約票」(様式6)

「開放型病床入院同意書」(様式8)

「入院中の生活に必要なもの」(別紙4)を患者さんへ渡してください。

【患者さん】

- ・「開放型病床入院申込書 兼 診療情報提供書」(様式5)の原本
- ・「入院予約票」(様式6)
- ・「開放型病床入院同意書」(様式8)
- ・「入院中の生活に必要なもの」(別紙4)をご参考に、入院中必要となるもの以上をご用意の上、入院日当日、豊橋市民病院 8 番 救急外来・入院受付へ。

開放型病床へ入院

【豊橋市民病院 患者総合支援センター 地域連携担当】

紹介患者さんの退院後、「開放型病床退院報告書」(様式10)をFAXで送信

3. 共同診療・共同指導料

地域連携登録医は、患者さんの入院後、副主治医（地域連携登録医）として診療及び指導をしていただきます。

地域連携登録医には、概ね1回以上の訪問診療、指導をお願いします。病床訪問診療は、原則、午後1時～午後5時まで（土・日、祝日及び年末年始を除く）にお願いします。また、共同診療にあたっては、当院主治医との時間調整を行いますので、あらかじめご来院予定を患者総合支援センター・地域連携担当へご連絡いただき、共同診療日当日は、患者総合支援センターへお越しください。そちらで地域連携登録医訪問記録簿に必要事項をご記入後、白衣等を着用していただきます。白衣等は、共同診療後に患者総合支援センターへお返しください。

診療、指導の結果、意見、主治医への連絡事項などは、必ず「共同診療録」（様式11）に記載し、地域連携担当職員にご提示ください。写しを取らせていただき、ご返却いたします。

患者さんの退院については、当院主治医と副主治医（地域連携登録医）が協議の上で決定します。

診療報酬請求について

地域連携 登録医	開放型病院共同指導料（Ⅰ）		退院時共同指導料 1		
	診察時（1日1回）	350点	1 在宅療養支援診療所 （1入院1回）	医科	1,500点
			1 在宅療養支援歯科 診療所(1入院1回)	歯科	900点
			2 上記以外の場合 （施設基準不要）	医科	900点
	歯科	500点			
豊橋 市民病院	開放型病院共同指導料（Ⅱ）		退院時共同指導料 2		
	診察時（1日1回）	220点	1 入院 1 回		400点

*上表のとおり入院中に共同指導を行った場合、「開放型病院共同指導料」及び「退院時共同指導料」が算定できますが、同一入院においては「開放型病院共同指導料」及び「退院時共同指導料」のいずれか一方のみ算定することができます。

退院時共同指導料は、在宅に退院する患者又は家族等退院後の看護にあたる者に対して、地域連携登録医と当院主治医又は当該医の指示を受けた看護師又は歯科衛生士等が共同して退院後の療養に必要な指導を行い、文書により情報提供（「退院時共同説明・指導書」（別紙5））を行い、診療録に要点を記載し、患者又はその家族等に提供した文書の写しを診療録に添付した場合に加算されます。

退院時共同指導料1・2は、入院1回に対して1回限り加算できます。

